

A I デマンド交通 運行内容（案）

1 運行実施期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで

※「試験運行」として開始し、一定期間後に運行状況や利用状況を検証し、必要に応じて運行方法や運用方法の見直しを行い、その後、「本格運行」に移行

2 業務内容

(1) 運行形態

デマンド型・乗合交通（区域運行型）

(2) 運行区域

幸手市内全域

(3) 運行時間帯

概ね午前 8 時から午後 6 時 00 分まで（ただし、予約のない時間帯は運行しない。）

(4) 運行日

月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）に当たる日は運休する。（ただし、予約のない日は運行しない。）

(5) 運行方法

事前登録制による予約制（予約状況に応じて A I が最適な運行ルートを決める乗合方式）

路線を定めず、「利用者からの予約に応じ、登録地（利用者があらかじめ登録した自宅又はその周辺の乗降場所）から目的地（委託者がデマンド交通の運行区域内にあらかじめ設定する乗降場所）まで」、「目的地から目的地まで」又は「目的地から登録地まで」の移動に利用することができる。

(6) 利用料

有料とする。

(7) 車両

タクシー車両（普通車） 2 台 （定員 5 名：乗務員席を含む）

3 利用者

利用者は、事前に利用者登録を行った市内に住所を有する者

4 その他利用に関すること

- (1) 乗降ポイント（乗降できる場所）
 - 乗降ポイントでのみ乗降可能とする。
 - 目的地側の乗降ポイント：
 - 市内の主な公共施設、商業施設、医療機関、幸手駅等、及び市内循環バス、路線バスのバス停 等
 - 登録地側の乗降ポイント：
 - 会員登録時に利用者が登録した場所（住所または最寄り施設等）
- (2) 利用可能区間
 - 登録地側の乗降ポイント～目的地側の乗降ポイントの間
 - 目的地側の乗降ポイント～目的地側の乗降ポイントの間
 - ※登録地側の乗降ポイント～登録地側の乗降ポイントの間は不可
 - ※市内循環バス（現・中央コース）のバス停間、または路線バスのバス停間の利用は不可
- (3) 利用者の予約手段
 - 電話、FAX 及びインターネット（WEB・アプリ等）
- (4) 予約のルール
 - 予約受付時間：
 - 電話、FAX による場合は午前 8 時 00 分から午後 5 時 30 分を基本とする。
 - インターネットでの予約は 24 時間受付可能とする。（システムメンテナンス時間は除く。）
 - 予約受付期間：
 - 1 週間前から当日の利用希望時間の 30 分前までを基本とする。
 - ただし、午前 8 時から 8 時 30 分までの利用については、前日午後 5 時 30 分までの受付とする。（これらの予約受付期間については、事業者選定後に調整）
- (5) 予約受付、配車、経路等の設定
 - AI による運用支援システムを活用し、予約状況に応じてその都度配車、経路等を設定する。

幸手市 A I デマンド交通運行イメージ図

